

事業年度評価、中期目標期間評価及び事前評価

基本方針

- (1) 中期計画の達成に向けた、法人事業の進行状況を確認
- (2) 評価を通じて法人の状況を分かりやすく社会に示す
- (3) 都民への説明責任を果たす
- (4) 法人の業務運営の向上・改善に資する
- (5) **教育研究の質の向上に資する**
- (6) 中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務全般にわたる検討に資する

業務実績報告書

- ・年度計画又は中期計画について、項目ごとに業務実績を検証し、中期計画の達成状況、達成に向けた課題を記載
(※事前評価は、直近4事業年度の中期計画の進捗状況に読み替え)
- 〔評語〕S、A、B、Cの4段階→年度計画又は中期計画の実施状況により評定
- ・特筆事項について記載

項目別評価

- ①業務実績の検証
・年度計画又は中期計画における各項目の事業の進捗状況、成果等について、法人ヒアリングに基づき、法人の自己評価や計画設定の妥当性を含め総合的に実施
- ②業務実績の評価
・**教育研究に関しては、その質の向上に資する施策の達成状況の評価を行い、中期計画については、中期目標期間終了時まで**に認証評価機関の評価も踏まえて実施
- ・①の検証を基に、年度計画又は中期計画の大項目ごとに評価
- 〔評語〕1、2、3、4の4段階
年度計画の実施状況又は中期目標の達成状況により評定
(※事前評価は、中期目標の進捗状況に読み替え)

全体評価

- ・項目別評価結果を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、記述式による評価
- ・大学改革を推進する取組みは積極的に評価
- ①総評 ②教育研究 ③業務運営及び財務状況
- ④その他(中期目標・計画達成に向けた課題、要望など)

評価結果の決定

- ・分科会で評価結果をとりまとめ、法人からの意見申し出を踏まえ、事業年度評価及び事前評価は分科会で、中期目標期間評価は評価委員会で決定
- ・評価結果を法人に通知、事業年度評価及び中期目標期間評価は知事に報告

(前回分科会の意見及び修正内容)

基本方針

- (5) 教育研究は、事業の外形的、客観的な進行状況の評価

(教育研究の評価に関する意見)

- ・教育研究に関しては、評価委員会では中期計画の達成度合について評価を行い、その水準の評価は行うべきでない。
- ・認証評価は本来、評価委員会が行う評価とは目的が違うものだが、法律上明記されているため、最終評価は認証評価も踏まえて実施する。
- ・法人内で教育研究について行う自己点検や評価を基に、評価委員会で評価を行うのが望ましい。

項目別評価(業務実績の評価)

- ・教育研究の評価は、事業の外形的、客観的な進行状況の評価にとどめ、中期目標期間終了時に認証評価機関の評価を踏まえて実施

公立大学法人首都大学東京の各事業年度の業務実績評価（年度評価）方針及び評価方法（案）

平成18年 2月 27日
 東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会決定
 平成19年 3月23日一部改正
 平成20年 2月15日一部改正
 平成20年 月 日一部改正

公立大学法人首都大学東京（以下「法人という。」）の各事業年度の業務実績評価（年度評価）は、「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成 年 月 日東京都地方独立行政法人評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価の基本方針及び評価の方法により実施する。

1 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- (2) 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- (4) 都民への説明責任を果たす。
- (5) ~~教育研究に関しては、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。~~教育研究の質の向上に資する。
- (6) ~~中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。~~

2 評価の種類

各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）及び中期目標期間最終年度の前一年度における同評価（以下、「事前評価」という。）により実施する。

3 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価」、「全体評価」により実施する。評価にあたっては、教育研究の状況、法人の業務運営の改善、財務運営の改善等に視点を置き、総合的に評価を行う。

~~業務実績報告書の様式等は公立大学分科会が別に指定する。~~

(1) 業務実績報告

業務実績報告書は、公立大学分科会が別に指定した様式等に基づき、おおむね以下のとおり作成する。

法人は、自らが実施する自己点検・評価結果を踏まえて、年度計画及び中期計画に記載されている項目ごとに、業務実績を検証し、業務実績報告書を作成する。作成にあたっては、~~年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載し、当該項目の達成状況をS・A・B・Cの4段階で自己評価する。~~

~~大項目ごとに、中期計画の達成状況及び達成に向けた課題を記載する。~~

~~なお、評価はおおむね以下の考え方を基準とする。（中期目標期間評価及び事前評価は、「年度計画」を「中期計画」に読み替える。）~~

S...年度計画を当初予定より大幅に上回って実施している。

（顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの）

A...年度計画を当初予定どおり実施している。

（達成度がおおむね90%以上と認められるもの）

B...年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。

（達成度がおおむね60%以上90%未満と認められるもの）

C...年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。若しくは、年度計画を実施していない。（達成度が60%未満と認められるもの）

【事業年度評価】

年度計画各項目の業務実績を過年度との比較を含めて記載する他、大項目ごとに、中期計画の達成状況及び達成に向けた課題を記載する。

特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組み

特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み

遅滞が生じている取組みやその理由

過年度との実績対比において数値による比較が可能なもの

その他、法人が積極的に実施した取組み

【中期目標期間評価及び事前評価】

中期目標期間評価は、大項目ごとに中期目標期間における中期計画の達成状況を記載する。

事前評価は、大項目ごとに直近の4事業年度における中期計画の進捗状況を記載する他、達成に向けた課題も記載する。

特記事項欄には、以下に掲げる事項について、必ず記載すること。

特色ある取組みや特筆すべき優れた実績を上げた取組み

遅滞が生じた取組みやその理由

過年度との実績対比において数値による比較が可能なもの

その他、法人が積極的に実施した取組み

(2) 項目別評価

業務実績の検証

項目別評価を実施するにあたって、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画及び中期計画に記載されている各項目の事業の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

検証は、法人とのヒアリングにより実施する。

業務実績の評価

業務実績報告書の各項目の検証及び特記事項等を基に、事業の進捗状況・成果を年度計画の大項目ごとに1～4の4段階で評価する。

【事業年度評価】

1...年度計画を順調に実施している。

2...年度計画をおおむね順調に実施している。

3...年度計画を十分に実施できていない。

4...業務の大幅な見直し、改善が必要である。（公立大学分科会が特に認める場合）

【中期目標期間評価及び事前評価】

- 1...中期目標の達成状況が良好である。
- 2...中期目標の達成状況が概ね良好である。
- 3...中期目標の達成状況がやや不十分である。
- 4...中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。(公立大学分科会が特に認める場合).....

.....事前評価は、「達成状況」を「進捗状況」に読み替える。

教育研究

教育研究に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。~~その質の向上に資する施策の達成状況を評価する。専門的観点からの項目別評価は行わない。~~なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

中期目標期間終了時の評価は、当該期間終了時まで実施される認証評価機関の評価も踏まえて実施する。

(3) 全体評価

項目別評価結果を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、以下の観点から記述式により評価する。特に大学改革を推進するための取組みについては積極的に評価する。

総評

教育研究について

法人の業務運営及び財務状況について

その他(中期目標・中期計画の達成に向けた課題及び、法人への要望など)

4 評価結果の決定

評価結果の決定は以下のとおり行う。

公立大学分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価結果をとりまとめ、評価結果(案)を作成する。

評価結果(案)を法人に示すとともに、評価結果(案)に対する意見申し出の機会を法人に付与する。

法人からの意見申し出を踏まえ、~~事業年度評価及び事前評価は公立大学分科会において、中期目標期間評価は東京都地方独立行政法人評価委員会において~~評価結果を決定する。

~~事業年度評価及び事前評価は、公立大学分科会の議決をもって、東京都地方独立行政法人評価委員会の決定とし、評価結果を知事に報告するとともに、法人に通知する。~~

.....評価結果を法人に通知するとともに、事業年度評価及び中期目標期間評価は知事に報告する。

5 評価業務スケジュール

事項	時期	業務内容等
年度終了	3月末	年度事業の終了(法人)
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成(法人) 現地視察等
実績報告	6月	業務実績報告書、財務諸表等提出(法人) (年度終了後、3ヶ月以内に提出) 業務実績検証(法人とのヒアリング)
事業年度評価	6月～8月	業務実績検証(法人とのヒアリング) 財務諸表検証 評価結果(案)作成 法人からの意見申し出機会の付与 評価結果(最終案)作成 評価結果の決定
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表意見表明、財務諸表承認
中期目標期間評価 事前評価	8月～10月評価結果(案)作成法人からの意見申し出機会の付与評価結果(最終案)作成評価結果の決定
報告・公表	11月中期目標期間評価結果の知事への報告評価結果の法人への通知

6 ~~その他~~評価方針及び評価方法の見直し等について

~~(1) 教育研究に関する事項の専門的観点からの評価について~~

~~教育研究に関する専門的評価は、中期目標期間終了時まで実施される認証評価機関の評価を踏まえ、本分科会において中期目標期間終了時の評価として実施する。~~

~~(2) 評価方針及び評価方法の見直し等について~~

本評価方針及び評価方法については、各事業年度の業務実績評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、本分科会において見直すことができる。

本評価方針及び評価方法に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、本分科会が別に定めることができる。